

入札監理小委員会
第 48 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 48 回入札監理小委員会
議 事 次 第

日 時：平成 20 年 8 月 1 日（金） 18:16～20:34

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

① 実施要項（案）の審議

- 自動車検査用機械器具の保守管理業務（自動車検査(独)）
- 公害健康被害者補償業務の徴収業務（(独)環境再生保全機構）
- 登記簿等の公開に関する事務（法務省）

② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生専門委員、内山専門委員

（自動車検査(独)）

企画部 三上部長、小磯企画課長
業務部 林技術課長

（(独)環境再生保全機構）

補償業務部 折田部長
補償業務部業務課 栗山課長、杉崎課長代理、田名係長

（法務省）

民事局 團藤総務課長、松井局付、多田民事監査官、堀補佐官、服部係長、
前田事務官

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

(自動車検査(独)入室)

○**榎谷主査** それでは、ただいまから第48回入札監理小委員会を開催します。

本日は、自動車検査独立行政法人の「自動車検査用機械器具の保守管理業務」、独立行政法人環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の3件の実施要項(案)について審議を行います。

はじめに、「自動車検査用機械器具の保守管理業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、自動車検査独立行政法人企画部、三上部長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項(案)の内容につきまして、20分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○**三上部長** 自動車検査独立行政法人で企画部長をやっております三上と申します。よろしくお願いたします。

まず最初に、お手元に一番下にパンフレットを配付させていただいておりますので、これを用いまして御説明をさせていただきます。

開いていただきますと、自動車検査場のレイアウトの絵がかいております。全体を開いていただきます。このように、自動車の検査場には、検査用の機械が設置されておまして、第1ブロックから第5ブロックと書いてあるところがございますけれども、ここにサイドスリップ・テストですとかブレーキのテスト、ヘッドライトのテスト等の機器が設置されております。これらの機器につきましては、それぞれの自動車検査場で多少レイアウトは違ってございますけれども、基本的には同じような機械が設置されている状況でございます。

また、今回、市場化テストの対象としておりますのが、このパンフレットの裏側を見ていただきますと、これが自動車検査法人、全国の事務所等の配置図でございますが、その中の関東検査部、この関東検査部は、いわゆる関東地方に加えまして山梨県を管轄区域としておまして、赤い丸、黒い四角が1つございますが、合わせて23の事務所等がございます。こちらの関東検査部23カ所に設置されております自動車検査用の機械器具の保守管理を一括して今回入札にかけたいということでございます。

ただいま、地図の方で御説明しました23カ所の事務所につきましては、お手元に配付しております資料A-②の24ページのところに事務所の一覧表が載せてございます。

それからまた、ただいまポンチ絵を見ていただきました検査の機械器具でございますけれども、これにつきましては、お手元の同じ資料の52ページから検査機器の一覧表ということで、検査機器の総数、あるいはそれぞれの各事務所にどのような機械があるかということについても、すべて情報開示をしているところでございます。

まず、概要については、パンフレットに関しては以上でございます。

では、資料A-②の最初の1ページの方に戻っていただきます。こちらの方に本日ご審議いただく入札実施要項の案をつけてございます。

まず、1ページの下のところ検査機器の範囲と書いてございますけれども、ただいま少し見ていただいたものと同じでございますけれども、①から⑩まで、自動車検査場で実際使っております検査機器すべてを基本的には保守管理をしていただくという対象にして

おります。

それから、2 ページのところでございますが、具体的に何をやっていただくかということでございますが、まず、(2) に書いております定期点検がございます。それぞれの機器について、これも後ろの方に別表で内容についてはそれぞれ明らかにしておりますけれども、それぞれの機器の定期点検を基本的には6 カ月に1 回実施していただくということになっております。

それから、その次に、検査機器の校正ということで、こちらの方は、基本的には年1 回校正を行うということが決まっております。

それから、(4) で重量計でございますけれども、(4) の重量計につきましては、計量法の規定に基づきまして、2 年に一回定期検査を受けるということが決まっております。

それから、(5) で検査機器の修繕でございますけれども、これにつきましては、故障等が生じた場合に修繕業務を行っていただくということでございます。

それから、(6) でございますけれども、検査機器に関しては消耗品がございまして、消耗品の供給についても併せて実施をしていただくということを考えております。

(7) に対象外の業務という項目を設けてございますけれども、(2) から(6) まででほぼ網羅的に保守管理については委託をしたいということでございますが、自然災害、これは水害などが過去にあったことがございます。自然災害ですとか、コース上で事故、これは受検する車がぶつかったりする事故等が発生しております、そのような民間事業者の責任に帰さないようなものに関しまして生じます点検ですとか修繕につきましては、本事業の対象外であるということを確認しておるところでございます。

次に、3. のところで保守管理業務の質の設定を書いてございます。本業務の質の設定につきましては、当自動車検査法人の中期計画等におきまして、業務の質の指標といたしまして、コースの停止時間というものを指標として用いているということもございまして、そのようなことを参考といたしまして、今回、この業務の質の設定に当たりまして、まず、検査機器の定期点検については、17 年から18 年の閉鎖時間の平均を上回らないように。校正についても、やはり17 から19 の平均値を上回らないように。

重量計については、先ほどちょっと御説明しましたように、2 年に1 回のタイミングで検査があるものですから、その2 年飛びに業務量がかなり違っているということで、ここに書いておりますように、21 年については19 年の水準、22 年については18 年度の水準というところを指標にしております。

それから、検査機器の修繕につきましては、故障等は不定期に発生するということもありまして、年間の閉鎖時間を指標として用いるのは、民間事業者にとって推測が難しいということもございまして、故障の連絡から修繕までに要した日数の平均値を上回らないということを指標としてございます。

それから、検査機器の消耗品関係でございますが、これについては、消耗品の供給依頼があってから1 週間以内に供給するというところを指標としてございます。

下の方に日数の数え方等については注記をしております。

それから、次に、4 ページの4. 委託費の関係でございます。委託費につきましては、基本的には、下の方、3 行目に書いてございますけれども、四半期ごとに業務の完了後に請求を行いまして、四半期ごとに払うということにしております。そして、その少し上に

書いてございますけれども、業務の質が確保されていない場合には、検査法人は必要な改善指示を行い、改善が認められるまでの間は委託費の支払いを停止する。また、改善指示にも関わらず改善が行われなかった場合には、契約を解除するということを規定したところでございます。

これにつきましては、検査機器の保守管理という今回入札をしようとしている業務につきましては、数値で管理するのはなかなか評価するのが難しいということと、いわゆる減額措置ですとか増額措置にはなじまないのではないかとということもございまして、このような規定ぶりにしたところでございます。

次に、5 ページでございまして、委託期間につきましては、2 年間としております。

それから、6. の必要な資格についてでございますが、これにつきましては、基本的に特別な資格要件は設けないという形で、ここの(1)に書いたような一般的な資格要件を書いてございます。また、入札については、グループでの参加もできるということを明記しております。

その次に、少し飛びまして、6 ページから7 ページにかけて、入札の実施手続について書いてございます。この中で業務に関する提案というのが、ロの⑤でございまして、業務の質の確保に関する提案と、業務の実施方法についての提案を受けるということを考えてございます。

その下のところで8. のところで、落札者の決定の中で、評価の方法等について述べております。

8 ページに進んでいただきますと、必須項目審査とそれの下にロで加点項目審査と2点設けてございますけれども、加点項目審査の方で先ほどの業務の質についての提案内容、実施方法についての提案内容についてそれぞれ評価をしたいと考えております。また、先ほど入札資格の方では特段の要件は何も設けていないところでございますけれども、こちらの加点項目の方で過去の実績といたしまして、検査機器又は類似の機器についての保守管理業務を行った実績があるところについては加点をするということを考えております。

また、④で適切な業務担当者の配置をするという提案についても加点をするということを考えております。

それから、次に、10 ページに進んでいただきまして、9. のところで情報開示についてということで、これにつきましては、別紙のとおりということになっておりまして、資料の44 ページから、従来の実施状況に関する情報の開示ということで整理をさせていただいております。

今回、関東管内23カ所の保守管理ということで、ここの44 ページに書いておりますように、大体1億円強ぐらいの事業規模を想定しております。

それから、従来の実施状況における目標の達成ということで、45 ページの4. のところから46 ページにかけて、今まで平成17年から19年度の実績値を記載してございます。

それから、48 ページを見ていただきますと、先ほど御説明しましたそれぞれの定期点検、校正、定期検査、修繕、消耗品について、こちらについても17年度から19年度までの実際の実績を明記してございます。

私からの御説明は以上でございます。

○**櫻谷主査** ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思
います。稲生委員どうぞ。

○**稲生専門委員** では、まず私の方から質問させていただきます。

過去のシェア割りみたいなものをさっき拝見したんですが、例えば、実施要項の 53 ペ
ージ以降に、各検査機器のシェア、要するに 4 社の有力な会社があつて、それぞれが何件
あるかといった実績だと思うんですけども、かなり件数が会社によって固定的な感じも
するんですけども、やはりそういう方針で今までは、事実上シェアをかためて発注をさ
れてきたという理解でよろしいのでしょうか。

○**三上部長** 53 ページに一覧表で載っております機器ですけども、これにつきまして
は、機器の製造メーカーを書いてございます。検査場の機器につきましては、基本的な仕
様は当法人が決めておりますけれども、入札の結果、有力な 4 社がそれぞれ落札したと
ころが納入しているということで、納入した実績を一覧表にしたものでございます。

○**稲生専門委員** 要は、まず、この検査業務と、そもそもの機器の納入との関係が、私
は余りよくわかっていないところがございまして、聞くところによると、今までのケース
では、基本的には機器の納入をされたところがメンテナンスも行ってきたやに聞いている
んですが、その事実はそういう理解でよろしいのでしょうか。

○**三上部長** 今までは、機器を納入したところがやるケースが多かったのは確かに事実
でございますけれども、今回、昨年 12 月に市場化テストの対象になることが決まりま
してから、業界団体等にも説明をしております。その中で、実際に修理ですとか点検す
るに際しての、例えば補修用の部品の供給ですとか、あるいは必要な技術情報の提供につ
いては、それぞれ系列以外の会社であっても提供することは可能であるという回答をいた
だいております。今回のケース、このように一括して入札にかけるとするのは全く初め
てのケースでございますけれども、それぞれそのような保守管理に必要な資材、情報につ
いては提供をいただけるということを回答いただいております。

○**稲生専門委員** そうすると、部品の提供も可能であるし、保守管理自体についても、
要は別の会社でも対応が可能であるということによろしいんですね。基本的な最初の理解
なんですけれども。

○**三上部長** はい。

○**稲生専門委員** わかりました。

それから、あと、支払の関係のところ、4 ページに戻りますけれども、四半期ごとの
業務終了後に支払請求を行うとありまして、これは基本的には件数対応というか、検査業
務に対応して、何件やったから、それに対して支払っていくという考え方でよろしいん
でしょうか。

○**三上部長** これは、件数そのものは、冒頭御説明しましたように、定期点検につい
ては、半年に 1 回というのが基本的な回数なんですけども、四半期に分けた場合に、四半期に何
回というところまでは決められないというものでございます。2 年間で入札をかけた
落札額の 8 分の 1 を 3 カ月ごとに払っていくと。着実にやるべきことをやっていた
ということを確認しながら、何件やったから幾らという出来高払いではなく、落札額
の 8 分の 1 を順次払っていくと、そのような形を考えております。

○稲生専門委員 PFIなどは結構そういうやり方をするんですけれども、要は、今まで入ってきた業者さんであれば、そういうやり方でもいいのかもしれないんですけれども、新規に入ってくる参入業者を考えられた場合に、基本的には彼らは運転資金みたいなものを恐らく余り使いたくないと思いますので、そういう意味では、出来高払い的なものの方が喜ばれる部分もあるのかと素人は考えるんですけれども、そこら辺、私は検査業務のことをよくわかっていないものですから、もしかしたら的はずれかもしれないんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○三上部長 逆に、先ほど業務の質を御説明した際に、基本的には半年ですとか1年間の平均を質として考えておりまして、検査関係の業務というのは、1年間全く同じ業務量というよりは、9月ごろに多かったり、年末に多かったり、3月に多いとか、ある程度繁忙などもありますので、保守管理業務についても繁忙があるわけなんですけれども、逆に、1年間すべて確認してから、質が確保されたのを確認して初めて1年分お払いするとすると、相当な資金力のあるところでないといけないということ、むしろ競争制限的な要素があるのではないかと考えまして、3カ月ごとに落札額の8分の1を支払することになりまして、それほど資金的に余裕のない会社であっても対応できるのではないかと考えたところがございます。

○稲生専門委員 わかりました。

○樫谷主査 内山委員どうぞ。

○内山専門委員 先ほどの質問と関連するんですが、4社の検査機器メーカーがあって、この4社の間で、例えばアルティアさんの機械をバンザイさんが点検できるという趣旨と理解しましたが、逆にこの4社以外でこういった点検などのできる業者というのは潜在的にどのぐらいいるものなんでしょう。

○三上部長 これにつきましては、先ほど加点審査項目のところ、検査機器あるいはそれに類する機械を整備していることのある会社については加点するという考え方を申し上げましたけれども、先ほど絵で見ていただきまして、樫谷先生は、一度、2年前に現場を見ていただいていますけれども、わりと大きな機械なものですから、そういった大型の機械、可動部分のあるような機械を点検とか修理をした実績のある、技術力としては持っているところというのは相当数あるのではないかと考えておりまして、ただし、技術力はあっても、部品の供給ですとか、技術情報がもらえなければ、なかなか難しいということがありまして、製造メーカーの方には部品の供給等について系列以外にも可能であるかどうかということを確認をいたしまして、これについては可能であるという回答を4社ともいただいているところがございます。

○内山専門委員 わかりました。

それから、次に、サービスの質についてなのですが、実施要項の3ページ以降の保守管理業務の質の設定とありますが、検査コースの停止時間を一つの指標としているわけですが、その測定指標が17年から18年度とか、17年から19年と、幾つか項目によって違うんですが、平均値を上回らないこととあるんですが、まず1つは、平均値で見るとということが妥当かどうかということ。それから、これを上回った場合に、どのようなディスプレイがあるのかということですね。この2点について。ディスプレイ、つまり、ある種の減額措置のようなものはないのかということなんです。

○三上部長 まず、平均値のとり方なんですけれども、細かく申し上げますと、定期点検については 17～18 年度の平均をとるということになっておりまして、実は、情報開示資料の 48 ページでも 46 ページでも 45 ページでも同じなんですけれども、45 ページを見ていただきますと、定期点検は基本的には半年に一回やることになっているんですけれども、19 年度だけ個別に行った入札がうまくいかなかったということがございまして、1 回しかできなかったところがあった関係で、19 年度を平均に取り込むのは余り適当ではないということで、17、18 年度を平均ということで指標にしたところがございます。

校正等については 3 年間の平均。これは、実績値としても、基本的にはそれほど大きなばらつきはないんですけれども、どの年をとるかというのは、一つの年に決めるよりは、平均を指標にする方が妥当なのではないかということで考えたところがございます。

あと、ディスインセンティブにつきましては、先ほど委託費の支払いのところでもちょっとお話しいたしましたけれども、平均値ですので、基本的には 1 年間たってから検証はするんですけれども、3 カ月ごとに見たときに、従来の実施に比べて時間がかかり過ぎているという事例があった場合には、改善の指示を行うということを考えておりまして、改善の指示を行った場合には、改善が認められるまでの間には、委託費の支払いを停止すると。3 カ月に 1 回、8 分の 1 はお支払いするのが原則なんですけれども、改善されるまでの間は、例えば 1 カ月ぐらい委託金の支払いを停止するというのを考えております。

○内山専門委員 その場合、平均値というのは、何百何十何時間というパッと一つの値が出てしまうわけですね。そこから上回ってすぐに、その一つの値で決めてしまうことがどうかということを申し上げているわけです。つまり、何年かで当然のばらつきというのがあるわけですし、統計学的に言えば、ばらつきというのはやむを得ないものなわけですね。それを平均値で一つで固定してしまうというのは若干どうかと思われれます。例えば、ほかのところの実施要項などで、例えば統計学的に、ばらつきというか、分散を考えた上で、その分散が一定の範囲におさまればいいという考え方でやっているところもあるんですね。そうしないと、若干業者には酷かなという感じが正直言っていました。

それから、インセンティブ、ディスインセンティブについても、これもほかの実施要項で、例えば何かミスが起こると、ミス 1 個につき何ポイントとして、そのポイントが幾つかたまると、減額措置と、そういうところをとったりするわけですよ。そういった仕組みがないと、単にお金を払わないとか、そういうのだと、これも仕掛けとしてどうかな。もちろん適切な指標がなかなか見つからないというのがあるかもしれません。例えばの話、23 カ所あるわけですね。23 カ所のうち 1 カ所でミスが起こっても 23 カ所全部でミスが起こっても同じ扱いというのは変な気がするんですね。そういった形で何かちょっと工夫していただいて、ディスインセンティブとインセンティブの措置をお考えになった方がいいのではないかと考えています。

さらに言えば、13 ページ、14 ページに契約解除と損害賠償があるわけですね。もちろんだから、何かそれで故意又は過失によって行えば、それで損害賠償というのはあり得るんですが、そうでない、いわば重過失ではない軽過失程度のミスで直ちに損害賠償を請求するのか。多分それはできないわけですよ。その場合に、今のだと、ある種オール・オア・ナッシングになっているわけです。お金を払うか払わないか、みたいな世界になっているので、そこをほかの実施要項などを参考にしていただいて、事務局などとも相談して

いただいて、ちょっと工夫をしていただければという感じがいたします。

とりあえず以上です。

○三上部長 ただいま内山専門委員からお話があった件につきましては、他の実施要項等もいろいろ見させていただきまして、事務局とも相談も今まで重ねてまいりましたけれども、1つは、コースの閉鎖時間については、当法人の現在行っております中期計画というのがございますけれども、中期計画の中で、当法人としては、自身が閉鎖時間を4年後には20%閉鎖時間を短縮するということを目標といたしますか、計画の中に掲げて取り組んでおります。

そんな中で、当初、閉鎖時間、平均値といいますか、実は20%削減が法人の目標なので、それに等しい削減目標を民間事業者にもかけるということも検討していたんですけども、逆に法人自身が20%削減を目標にしているとしても、民間事業者にその努力をすべて転嫁してしまうような形になってしまわないかということもあって、20%削減については、法人の方のさまざまな機器の、実は検査機器を老朽更新していくという取り組みも別途やっております、それによって故障の発生そのものを減らしていくとか、法人自身の努力の部分があるものですから、20%削減という数値目標をこの中に盛り込むということも検討はしたんですが、それはむしろ民間事業者に対して過酷な負担ではないかということでやめまして、これは事務局の方ともいろいろ相談をさせていただいた結果、今のような平均値を目標にするということで考えています。

平均値については、関東の23カ所の中で検査機器も多数ございますので、確かにある程度ばらつきがあると言いながら、1カ所何か失敗すると、直ちに平均がグッと上がってしまうということは余りないんですね。非常に母数が多いものですから、きちんとやるべきことをやっていけば、平均値がグンと上がるということはむしろなくて、法人側としては20%削減に向けての努力を今継続しているところですので、普通にやっていけば平均値はクリアできるはずだと。それほど過酷な、仕事に慣れた事業者でないと絶対クリアできないというレベルではないので、ここはぜひやってほしいということで設けたものでございます。

○稲生専門委員 業務の質をどういうふうに見ていくかというのは確かに難しい問題だなと先ほどから考えていまして、恐らくユーザーサイドからすると、普通はスムーズに検査が終わってほしいなということで、例えば検査時間みたいなものがあるんですが、これは恐らく保守管理業務とは余り関係がない指標だなと思っています。

このほか考えられるのは、誤作動があってはユーザーからすると非常に困るわけでありまして、今回いろいろな検査機器があるわけですね。間違った作動をしたという件数なのかよくわかりませんが、そういったデータがもしあれば、それを指標にするということで質を図ることができるのかと素人は考えているんですが、あとは、機械の故障の件数みたいなやつですね。つまり、突然とまってしまったとか、そういうのであれば、わりと保守管理がなされているのであれば、故障の件数も減りますし、あるいは間違ったデータが出てくるとか、そういうこともなくなると思うんですけども、そういった基本的な質を図るようなデータの蓄積というのがそちら方で何かないんでしょうかね。つまり、何となく停止時間だけで議論するのはいかがかなと素人は考えてしまうんですが、その辺いかがですか。

○三上部長 今お話があった点について、まさに検査機器ですので、それが正確にきちんと作動するという担保のためにやっているのが定期点検であり、また校正。重量計の方は計量法に基づく定期検査ということで、それらが相まって検査機器が正しく作動して、正しい検査結果を業務に使えるということになっておりまして、それをまさに担保するための保守管理がこの中にビルトインされているんだとお考えいただきたいと思います。

それで、故障件数等は、48 ページを見ていただきますと、48 ページの委託費の内訳と書いてあるところに、検査機器の修繕のところ故障等の件数ということで、件数とどれぐらいの費用がかかったかというのは、これも実績を開示してございます。

それで、あと、もう一つ、当自動車検査法人自身のサービスの質を議論する際に、これは中期計画をつくる際に大変な議論をしたわけですけれども、検査というのは、早く通すというのがサービスではないんだと。これは、安全と公害防止という国民からの負託を受けて、国民に代わって検査をしているということで、正確にきちんと検査をするということが大切であって、早く終わるとということがサービスではないと、そのような議論をした経緯がございます。

○稲生専門委員 わかりました。

あともう一件よろしいでしょうか。やや細かいというか、大切なことだと思っているんですが、実施要項の8ページの加点項目の審査の項目ですね。③に過去の実績というのがございまして、これはとても大事な指標というのはよくわかっている反面、かなり参入障壁がきつんじゃないかなという感じもするんですが、つまり、業務の質とかできちんと提案されているのであれば、新規者であってもいいのではないかと思うんですが、過去の実績ということでドーンと加点されてしまうと、逆転するのが事実上難しくならないのかなということで、点数配分を私は見ていないんですが、済みません。

○三上部長 点数配分は43ページに付いています。

○稲生専門委員 過去の実績。結構高いですね。

○三上部長 ただ、これは先ほど申し上げたように、これを検査機器だけに限ってしまいますと、かなり競争制限的な面がある可能性がありますけれども、類似の機器ということで、このような設置型の大型の機械というのは、全国各地に自動車用の検査機器以外にもいろいろなところで使われておりますので、類似のそういった機械設備を保守点検したところのあるところも加点することにしておりますので、これは類似の機器についての保守管理の業務についても評価しているというところが大事でございまして、逆に、この実績を全くなくしてしまうと、全く機械を点検したところのないところが入ってきてしまうということで、類似の機器の保守管理を行ったところについては正当な評価をしてあげることがやはり必要だろうと考えております。

○稲生専門委員 その点、いろいろな意見もあるかもしれませんが、であれば、類似というところは多少細かくもう少しお示しいただくということができませんでしょうか。何となく、検査機器に関する類似の機器となると、それなりに限られてしまう感じもしまして、余り一般的な響きがないように思いますが。

○三上部長 この検査機器に自動車用検査機器というのを書いていないところがみそでありまして、自動車用検査機器ということになりますとこういうものに限られますけれど

も、検査機器というのは世の中に非常に多数ございまして、すべて網羅できないほどございまして、検査機器を保守点検した実績のあるところということでございまして。

○稲生専門委員 であれば、業者さんが読めば、一般的にはよくわかるんですね。これで相当広いなど。

○三上部長 これはもちろん入札の説明会等もいたしますので、そこは誤解のないようにいたします。

○稲生専門委員 わかりました。ありがとうございます。以上です。

○樫谷主査 私の方から。今の修繕のところ、48 ページで見ると、検査機器修繕というのは 354 件、377 件、445 件、一見増えてきているんだけど、費用の方はそうでもないですね。増えたり減ったりしていますよね。これは、今後、見積もりますよね。入札を検討されている事業者さんが。もっと増えるところという見込みで見積もるということになるのか、それとも、どういう考え方を言えばいいのか。大体平均で見ればいいのか。たまたま 19 年度が多いのか、たまたま 17 年度が少なかったと見ればいいのか。48 ページの検査機器修繕。これの費用との関係なんですね。見積りするときどの程度の見積りをしたらいいと考えるのか。

○三上部長 48 ページにつきましては、17 年からの実績をそのまま載せているところ、ございまして、当検査法人がちょうど 19 年度から第 2 期の中期計画に入っておりまして、第 2 期の中期計画の中で、機械の老朽更新を進めるということが決まっております。老朽更新を進めることによりまして、修繕は徐々に減っていくということが基本的には予想されております。ですから、そういった当法人の中期計画等の当法人自身の計画はまた入札説明会等のときにお話をいたしますので、これまでの実績を参考にさせていただいて、そこから増えるか、増えないか、増えるかはその御判断でありますけれども、基本的には老朽更新が進むことによって、そういった故障も減っていく傾向にあるということを御説明をしたいと考えております。

○樫谷主査 修繕をするかしないかというのはだれが決めることになるんですか。車検法人の職員のどなたかが、ここを修繕してくださいと決めるんですか。

○三上部長 実際に故障した段階で故障の連絡をいたしますので、第一報は当方からということになります。

ただ、先ほど提案の中で業務の方法についての提案も加点項目の中で可能になっておりまして、これは従来は定期点検ですとか校正ですとか修繕、それぞれ別個の契約で、一々別々の事業者と契約をしていたものですから、それぞれ契約してからやるしかなかったわけですが、今回、一括してやることによりまして、定期点検の結果によっては、機械部品ですので、すり減ったりして、あと 2～3 カ月でだめになるという予想がついたりすることがあり得るわけで、その時点ではまだ使えるけれども、3 カ月後ぐらいにはどうせ修繕が必要だということになると、点検のときに一回分解していますので、そのときに予防修繕のような形でやるとか、そういうことを民間事業者の創意工夫の中で御提案いただけるようなことを期待しておりまして、やり方によっては、実質的な件数を民間事業者の創意工夫で減らしていくということも可能ではないかと考えております。

○樫谷主査 そこで、民間事業者の立場でいきますと、消耗品を使って、あらかじめ修理した方がいいのか、修繕費という形でやった方がトータルも低額になってしま

ますので、その辺の判断をするときに、消耗品も事業者が負担するわけですね。消耗品の金額も。

○三上部長 そうです。

○榎谷主査 そうすると、それは早めに交換するか、むしろ修繕した方が、自分の取り分が多くなるのかという微妙なところになったときにどういうふうに考えればいいのですか。

○三上部長 消耗品の方は、いわゆる修繕に該当するようなものではなくて、フィルターですとか、実際に日々使っていくようなものを消耗品の方に入れております。

○榎谷主査 むしろそこを変えてうまくメンテナンスをしていけば、修繕が減るという性格の修繕が多いということですね。

○三上部長 はい。修繕はむしろ定期点検などと組み合わせて工夫の余地があるのではないかと考えております。

○榎谷主査 その方が合理的にできるということですね。

○三上部長 はい。

○榎谷主査 それから、もう一つ、閉鎖時間との絡みなんですけど、例えば、入札されている方が、夜とか、あるいは就業時間以外にやるということは可能なんですか。

○三上部長 これは就業時間以外でやるということも可能に……。

○榎谷主査 そうすると、極論を言えばゼロになるわけですね。

○三上部長 はい。これは可能でございます。ただ、一般的には、夜間ですとか日曜日等に行った場合に、人件費を割り増ししなければいけないということがありますので、それをやられるかどうかというのは、民間事業者の御判断だろうと思います。閉鎖時間が何かの失敗で厳しい状態になった場合には、そのような方法で補うということも可能でございます。

○榎谷主査 これは、ただ 400 時間、500 時間がどういうインパクトを与えるのか私はわかりませんが、車検の収入体系が変わりましたよね。1 件幾らみたいになって、ということは、閉鎖時間が少ない方が車検法人としての収入は増えるんですよね。そういうことではないですかね。そういう考えは違うんですか。

○三上部長 これは通常、先生もごらんいただいたように、複数のコースが 1 つの検査場でございますので、1 つのコースが閉鎖した場合にも、ほかのコースで検査は行いますので、収入には直接は関係ないんですが、その分、並ぶ列が伸びてしまうということで、やはり受検者の方に御迷惑がかかるということもございます。

○榎谷主査 閉鎖時間というのは、例えば足立の車検場全体の閉鎖時間ではなくて、そのコースの閉鎖時間と考えればいいわけですね。

○三上部長 そうです。

○佐久間事務局長 私、昔、計量の世界にちょっとおったものですから。こういうたくさん計量関係の機器を使っているところだと、計量管理ということをおやりになっているかと思うんですけども、計量管理士という資格もあったりするんですが、そういうような方は、今置いていられるんですか。

○三上部長 法人の中には置いてはおりません。先ほどちょっと資料の中にもありましたように、重量計ですとか、その他の検査機器については、校正については資格、国土交

通大臣の登録機関が校正を行うという規則にのっとりやっております。

○佐久間事務局長 それ自体の検査の資格というのはあるんですけども、そもそもこういう機器類をたくさん使っているときには、そういうのをうまく管理する知恵というか知識というのがあって、それを体系化したようなものがあるんですけども、そういうような観点で合理的な機器の管理をするというような知識のあるような人を使っているということは特にはないわけですね。結局それは機器をある意味ばらばらに管理してというところで、例えば工場なんかにはたくさん機器を使っているわけですね。そういうものを管理する、結局、どこか不具合が出れば全体に影響するということになるので、そういうことがないようにということを含めて、いろいろとそういうマネジメントをする知識というのがあって、そういうようなもので体系的に全体をごらんになっているというわけでは今はないわけですね。

○三上部長 当法人、もともと国土交通省の一部を分離した形で発足して、人的にも国土交通省の出向者が大半でありまして、そういった機器の管理については、それぞれ担当を決めて、責任を持ってやっておりますけれども、一般の民間の工場のような形で計量管理士を置くということはやっていないということでございます。

○榎谷主査 それから、あと、関東検査部で幾つあるんですって。

○三上部長 23 事務所あります。

○榎谷主査 23 ありますから、当然これは普通ローテーションでそうされるんですか。それとも、例えば非常に忙しい時期があるというのも、例えば3月とか9月とか、非常に忙しい時期とそうでもない時期があるということなんですか。

○三上部長 9月とか3月が非常に検査場が込むので、その時期に余り点検ですとか校正をやりますと、逆に迷惑がかかるので、少しずらしていく。23カ所ありますし、23カ所の中でも、同時にやるのは人手の点でも大変ですので、これは年間計画を立てて順繰りにやっていくというのが基本でございます。

○榎谷主査 それから、もう一つは、例えば、点検とか定期的にやるやつは計画的にできますよね。ところが、修繕とかそういうものは、例えば、23カ所に常駐するとか、そういうことは必要ないんですか。連絡さえとればパッと来れる。

○三上部長 これはホットライン的な、ホットラインというほどでもないですが、ちゃんと窓口を決めていただいて、そこの担当者に電話をすれば、きちんと手配してもらえという形であれば十分でございます。

○榎谷主査 即時対応するようなものはそんなにはたくさんはないということなんですかね。

○三上部長 はい。平均のところでは示しましたように、二十数日間かかっておりますので、そんなに即時に対応しないと、ということではなくて、連絡を受けてから人と部品を手配して、というような段取りで十分対応できるレベルでございます。

これは、先ほどちょっと申し上げたように、基本的には、複数コースがあるので、1本使えなくても、その間少し迷惑がかかるとはいいいながら、3週間ぐらいの間に直ればどうにかなるということでございます。

○榎谷主査 以前、理事長が相当古いものがあるので、新しいものにしたいんだというようなことをおっしゃってございましたけれども、それによって部品が相当違うんですか。

○**三上部長** 特に、榎谷先生に見ていただいたときに、建物は30年、40年たっているものがあって、これを新しくしていきたいというのがあるんですが、検査機器については、基本的には5年から10年ぐらいで、機器によって違うんですが、10年以内には基本的には新しいものに替えておりますので、とんでもなく古いというものはないということになっております。

○**榎谷主査** では、平均的に替えていくということですね。

○**三上部長** はい。建物の方は非常に老朽化しているのがありますので、そのあたりはこれから順次ということになっています。

○**榎谷主査** あと、お金の支払い方は、全部の検査場でまとめて支払うわけですね。全部23ですか。ただ、たまたま1カ所で障害があったというときに、それでも全部の支払いがストップされてしまうんですか。

○**三上部長** 先ほど御説明しましたように、平均ですので、かなり件数がございますから、1つか2つトラブったからといって、すぐに平均を超えるということはないと考えております。

○**榎谷主査** といいますのは、平均ということになると、少ないときは三百十何時間あるけれども、多いときは四百いくつになって、その平均ですよ。そうすると、三百十何時間のときは平均以下なんですけれども、四百になってしまいますと、たまたま平均では実際に超えている場合もあるわけですね。今の独法でおやりになっても。そうすると、超えたら問題だとなると、必ず超えるのではないかと。トータル減っていくということなので、そうではないかもわかりませんが、常識的には平均ということ、上もあれば下もあるんだから、上のときには必ず超えるという理屈になるのではないかという気がするんですけれども、それはいかがなんでしょうかね。

○**三上部長** これは、先ほども御説明しましたように、法人全体で20%削減の方にいろいろ努力をしておりますので、普通にやっていただくと大体減っていく方向にあるので、平均であれば、多少、初めてで失敗したとしても、それですぐ超えるという水準ではないと考えています。

あとは、本当に何かトラブったときには、先ほどお話があった土日とか、実際にコースを使っていない時間帯に直すということが考えられるかと思えます。

○**榎谷主査** そういうことで対応すればできないことはないだろうということですね。

それから、第6ブロックも対象になっているわけですね。

○**三上部長** はい。御説明が先ほど漏れましたけれども、第6ブロックに書いてあります二輪車の検査の機械ですとか、安定傾斜角と言います、斜めに傾ける機械なども対象に入っております。

○**榎谷主査** 全部対象になっているということですね。

○**三上部長** はい。

○**榎谷主査** わかりました。

事務局から何かありますか。

○**事務局** 今日、渡邊委員が御欠席ということもありますので、渡邊委員の御意見を伺うとともに、事務局と車検独法との間で調整を行いまして、対応については改めて御相談をさせていただきたいと思っております。

○**櫻谷主査** これを見ると、第1四半期は消耗品の供給で、点検が第2と第4に行うということになっているということなんですか。スケジューリングが、事務局の資料で定期点検が第2四半期と第4四半期となっていて、第4四半期にすべてのものがワッと集中するようなイメージになっていますよね。これは実際はどうですか。

○**三上部長** すべて集中するというわけではないんですが、基本的に半年に1回定期点検をやることになっていますが、実際には期間をあけて順次やっていくので、それを半年に1回できたかどうかという評価をするのは、半年たってみないとわからないので、そのあたりでちゃんと半年間でできているかどうかを、半年たった時点で1回見るのかなというふうに。

○**櫻谷主査** 評価をそうするという事ですね。実際やるのは、それはその都度その都度やっていくということですね。

○**三上部長** やるタイミングなどはそれぞれ。

○**櫻谷主査** それぞれお考えいただいて、オーバーしそうだったら休みでもやってもらって結構だと、こういう話ですね。

○**三上部長** はい。

○**櫻谷主査** 一番心配なのは、入札の業者がいらっしゃるのかどうかとか、自分の納入したものについてメンテナンスするというのももちろんできるでしょうけれども、他のいわゆるコンペティターに対してどの程度の情報が開示していただけるのかとか、そうすると、なかなか入札がないんじゃないかというよけいな心配をしたりしていたんですけども、それはないと考えてよろしいでしょうか。

○**三上部長** それは大丈夫であると考えております。

○**櫻谷主査** 民間で車検をやっていらっしゃるところがありますよね。それも同じような、こんなに立派なものじゃないかもわかりませんが、こういうような検査機器は一応セットとしてあるわけですか。

○**三上部長** はい。このように一列に並んではいないんですけれども、これに準じた、もう少し簡易なものが、いわゆる民間車検場と言われているところにもありまして、民間車検場は2万9,000工場もありますから、日本各地にこういった検査機器というのは津々浦々に存在するという状況でございます。

○**櫻谷主査** それも定期点検を必ずしているわけですね。

○**三上部長** しております。

○**櫻谷主査** よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。またいろいろ御質問をさせていただかなければいけないかもわかりませんので、本日の審議を踏まえまして、事務局との間で鋭意調整していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

また、委員の先生におかれましては、本日質問できなかつた事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきましたら、整理した上でその結果を御報告したいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(自動車検査(独)退室)

((独) 環境再生保全機構入室)

○榎谷主査 それでは、続きまして、「公害健康被害補償業務の徴収業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人環境再生保全機構補償業務部、折田部長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項(案)の内容等につきまして、20分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○折田部長 環境再生保全機構の折田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、補償業務の概要と、今回、民間競争入札の対象になる部分をごく簡単に御説明したいと思います。

まず、パンフレットの2ページを開いていただきたいと思います。

「公害健康被害補償業務」と書いてあるページでございまして、一言で申し上げますと、気管支ぜん息等の公害患者に対する補償業務、補償給付等を行っております。

根拠になる法律は「公害健康被害の補償等に関する法律」でございまして、昭和49年9月に施行されておりますので、かれこれ34年たっている制度でございます。

下のフロー図を見ていただきたいと思います。

既被認定者というところが公害患者のことを指しております。本年の3月末で約4万6,000人の患者がいらっしゃいます。その公害患者に対する補償給付の支給は関係自治体が行っております。我々機構は、汚染原因者の方から賦課金を徴収して、その徴収したものを地方公共団体の方に納付しているという業務を行っております。

今回、競争入札の対象になりますのが、工場の煙突の横にあります汚染負荷量賦課金の申告・納付というところございまして、これの徴収業務の一部を競争入札にかけたいと考えております。この徴収業務の一部につきましては、制度発足から既に外部委託しているところがございます。

この流れからわかりますとおり、もし汚染負荷量賦課金の徴収業務が滞ると、最終的には公害患者への補償給付ができなくなるということになりますので、今回、民間競争入札の目的であります公共サービスの質の維持・向上、経費の節減というような目的がございますので、それを踏まえた形で競争入札を実施していきたいと考えております。

それでは、実際の実施要項の方を見ていただきたいと思います。

1. の趣旨につきましては、今、概要のところを御説明したところを書いておりますので、省略させていただきます。

2. の徴収業務の詳細な内容と、確保されるべき質に関する事項のところでございますけれども、まず、(1)の徴収業務の詳細な内容につきましては、今回、①から⑨の9項目について競争入札の対象と考えております。

1点目が申告関係書類の送付ということで、納付義務予定者名簿に記載されております事業所に対して、aからkまでの関係する申告書類を送付していただきたいと考えています。送付する関係書類の中には、事業所ごとに使用する枚数が異なるものがございますので、その部分は分別して送付してもらうというふうに考えております。具体的には、hからjに関する排出関係の書類が事業所ごとに異なる書類でございます。

2点目が説明会の開催、申告・納付指導についてでございます。

我々機構は、申告・納付を確実に、また適正に申告していただくということで、年度初めに説明会を開催しておりますので、その説明会を開催していただきたいということと、申告までの間、当然ながら納付義務者の方から問い合わせ等がございますので、相談窓口を開設して、納付義務者に対して適切な指導を行っていただくというものです。

それから、3点目が適切な申告書提出の態勢でございまして、申告を確実にするために、直前になったらそろそろ申告してくださいというような態勢をしていただくというものです。

4点目が申告書等の受理と点検でございまして、申告書の提出があった場合には、受理印を押して、簡単な書類のチェックをしていただくということを考えております。チェックを行った結果、例えば添付書類がないとかそういうようなものがわかりましたら、適正な指導を講じていただくというものでございます。

それから、⑤の5点目が未申告事業所に対する措置でございまして、法令に定める期限、これは公健法の中で、年度の初日から45日以内に納付しなければならないという規定がございますので、例年のケースでございますと、5月15日までに申告書の提出がなかった場合、提出のない事業所に対しては督促を行っていただくというものです。

督促を行っても連絡等がとれないケースもございますので、そのようなケースにつきましては、事業所の存在の有無等の確認を行っていただくというものでございます。

それから、6点目が納付義務者の申告の記録でございまして、これは、業務実施台帳、これに各事業所ごとに申告書の記載内容とか、指導実績とか、督促実績等を書くことになっておりますので、この業務実施台帳を作成していただくというものです。

7点目が、申告書等の書類をa、bのそれぞれの期限までに機構の方に送付していただくというものです。

それから、8点目が機構が開催する研修会に参加していただくということで、3月に機構が徴収業務従事者を対象にして研修会を開催しておりますので、それに参加していただきたいと考えています。

それから、9点目が、徴収実施期間後、中には納付義務者から問い合わせ等がございますので、その問い合わせ等につきましても誠実に対応していただきたいというものでございます。

(2)で、業務実施に係る留意事項として、2点ほど掲げております。

我々は、公害患者に対して補償給付を行う業務に携わっておりますので、必要な資金に穴をあけることは断じてあってはならないことですので、徴収業務を円滑・適正に進めるためには、適正な徴収業務従事者を配置していただきたいということで、特に留意事項ということで掲げております。

適切な徴収業務従事者ということで、aからcまでの事項に関して熟知している担当者を配置して、納付義務者の信用を得られる技能が確実に提供されるように希望しているところであります。

それから、教育体制といたしまして、ただ単に人数だけを合わせるのではなくて、窓口になる方には、ある程度の知識を習得された方ということで、適切な人員を我々の研修会に参加させて、必要な技能を納付義務者に提供するということを書いております。

では、徴収業務の質をどうするのかというのが(3)のところでございます、4点ほ

ど質の確保を考えております。

1点目が、説明会の開催でございまして、説明会の開催に当たりましては、事業所が、全国北海道から沖縄まで散在しておりますので、事業所の地域的な分布状況とか利便性等を考慮して、都道府県ごとに少なくとも1回は開催することとしています。

2点目の申告・納付の指導につきましては、必要かつ十分な数の相談窓口を設けて適切な指導を行うということで、相談窓口につきましては、まさにこのところは民間競争を導入することによって、入札参加者の創意工夫が十分働く分野でございまして、定量的な相談窓口の数というよりか、必要かつ十分な数という表現にとどめております。

それから、3点目が申告書の提出率でありますけれども、当然ながら申告率につきましては、目標とする水準は100%でありますけれども、最小限の現状の維持を確保するというので、徴収実施期間の最終時点の提出率を96%にさせていただきたいというものでございます。

4点目が関係書類の送付ということで、法令に定める期限までに申告書を納付義務者に提出させる。それから、受理した申告書を法令に定める期限後10日以内に機構に提出する。それから、委託実績書とか、台帳とか、未申告一覧表を6月30日までに提出するというものでございます。

(4)の契約の形態のところでございますけれども、これにつきましては、毎年、徴収業務実施期間の終了後、請求を受けた日から30日以内に支払うということにしております。ここで、ただし書きで減額の条項を設けておりまして、要するに、競争入札の趣旨というのがサービスの質の維持・向上にありますので、少なくとも現状の維持を確保しなければいけないという意味から、減額の規定を設けております。要するに、提出率が低下しますと、申告しない件数が増加しまして、公平性が失われるということで、減額条項を設けております。

それから、3.の実施期間につきましては、21年の3月1日から26年の3月31日までの約5年間を考えております。

ここで、3月1日と、4月1日ではなく3月になっておりますのは、3月に機構の方で研修会を開催しますので、それに参加していただきたいということで3月開始になっております。

4.の入札参加資格に関する事項のところは、ほかの実施要項と変わらないと思いますので、割愛させていただきたいと思います。

それから、5.の入札に参加する者の募集に関する事項でございますけれども、まず、スケジュールにつきましては、監理委員会の付議が10月の下旬ごろと承っておりますので、それから考えて、入札の公告は11月の下旬ごろという形で順次予定を組んでおります。

それから、(2)の入札の実施手続でございますけれども、まず、入札の単位を全国1単位にしたいと考えています。我々、機構の内部で実施要項案を作成する段階で、全国1単位でなくて、ブロック別とか地域別にすべきではないかという議論がありましたけれども、いろいろな理由で全国1単位が妥当ではないかと考えております。幾つか理由はございますけれども、一番大きな理由は、地域別にやりますと、おいしいところだけを入札して、空白地帯が生じる可能性があるということです。当然ながら我々は、毎年、汚染原因

者から賦課金を徴収して、公害患者に対して納付する使命を帯びておりますので、入札の空白地帯が生じるというのは避けなければいけません。全国を地域別にして、よしんばすべての地域に入札があったとしても、入札を行う業者によりまして、地域によって申告の著しく少ない地域も出てくるということも想定されます。地域的に申告率が低いということになりますと、すべての汚染原因者に申告してくださいとお願いしている立場上、公平性を欠くことになりますので、そういうことはできないということで、我々としては全国1単位でやりたいと考えております。

我々としては、競争入札に参加するのを黙って待っているというのではなくて、積極的にこういうような入札がありますということに関係するところにアピールしようと考えておりまして、実際に7月の中旬には我々のホームページに競争入札を実施する旨を掲載しております。

また、多分全国1単位ということで、想定される入札参加者ということで、例えば農協、JAとか、日本郵政株式会社とか、たばこ産業とか、損保会社とか、宅配会社とか、そういう会社に対してお知らせの文書を出しておりまして、こういう入札を行った際にはふるって参加してくださいというような連絡等を行っております。

②の提出書類から④のところは、ほかの実施要項と同様だと思いますので、割愛させていただきます。

それから、6. のところの落札者を決定する評価基準でございますけれども、我々の評価方法、(1) のところでございますけれども、必須項目審査と加点項目審査の2つで総合的に評価したいと考えております。必須項目につきましては、5ページの①のアからエの項目でございます。加点項目につきましては、6ページの②のアからコまでの項目でございます。

それぞれ評価項目と配点基準を掲げておりますけれども、要するに、このところは競争入札でありますので、参加される方のいろいろな創意工夫等があると思いますので、なお書きで、創意工夫等があれば加点の対象とするとしております。

決定のところは省略しまして、7. の情報開示のところは、12ページの次のページに、これまで商工会議所に委託しており、そのデータ集でございますので、省略させていただきます。

それから、8. の機構の財産につきましては、納付義務予定者の名簿、委託業務関連のオンラインシステムへのアクセス権について使用可ということを考えております。

9. の報告すべき事項、秘密事項のところも、ほかの実施要項と変わりませんので、割愛させていただきますけれども、1点だけ、我々、特別に追加している点がございます。それが10ページ目の⑩の契約の解除のところ、コとして申告書の提出率が96%未満であった場合には、あったことにより、我々の業務量が著しく増大した場合には解除の対象と掲げております。

要するに、1%提出率が減少しますと、未申告者が80強ぐらいに増えますので、それが10%になりますと、我々の業務量が増えるということで、競争入札の経費削減と反する事態になりますので、そういう事態になった場合には契約の解除をするということで、特別に追加しております。

10. のところもほかのところと変わりませんので省略いたします。

11. のところも変わりませんが、1点だけ訂正させていただきたいと思います。
(1) で平成24年7月14日時点における実施状況を調査すると書いておりますけれども、これは前のバージョンでありまして、誤植でありまして、平成24年の6月30日時点での実施状況を調査するということになります。関係書類の提出期限が6月30日になっておりますので、調査するのは6月30日と考えております。

12. のところもほかの実施要項と変わりませんので、割愛させていただきます。

大分時間がオーバーいたしまして、申しわけありませんでした。

○榎谷主査 ありがとうございます。今の御説明につきまして、御意見等がございましたらお願いします。稲生委員どうぞ。

○稲生専門委員 質問を幾つかさせていただきたいんですが、先ほどの説明の中で、実際に日本郵政とおっしゃいましたか、幾つかの業者の方にも直接御案内を差し上げていらっしゃるという話を聞きまして、個々別々に何か反応みたいなものがありましたでしょうか。つまり、参入意欲が全国一律1社で応募するとすると、なかなか厳しいのかなと考えてしまうんですが、そこら辺、いかがでしょうか。

○折田部長 現在のところは、関係団体のところに対しては、今年、競争入札を実施しますということと、今後、実施要項案が作成されたとか、そういうタイミングになったら適宜御連絡いたしますというような内容の連絡文書を出しているという状況です。ホームページの方にもこういう形で今回入札しますということで掲載していたところ、幾つか問い合わせ等はございます。

○稲生専門委員 もし可能であれば、具体的にどういう問い合わせでしょうか。要するに、参入意欲が結構強く見られるというような反応なのか、そこら辺はいかがでしょうか。感触としましてもし何かお持ちであればなんですが。

○栗山課長 ぜひやりたいんですけれども、例えば実施要項だとか、そういうものがまだ具体的に見えていませんので、それを見てからという意見が強かったですね。

○稲生専門委員 わかりました。

それから、委託費の減額のところで、今は96%、これは提出率をもとに出しているんですけれども、これ、私は余り詳しくはないんですが、汚染負荷量とか、あるいは賦課金という金額ベースとか、ほかにもいろいろ方法があるような気がしまして、つまり、実際に手引をいただいておりますと、そうすると、わりと業者からすると、率を上げようと思えば、小さいところにたくさん声をかけた方が徴収率自体は上がってくるのかなど。つまり、捕捉すべきデータが恐らく大きなところであれば、いろいろなことを調べなくてはいけないわけで、多分提出資料が膨大になります。素人考えで、もし違った申し訳ありませんけれども、ところが、もし小さい事業所であれば、それほど測定値みたいなものは求められるべき対象となるものも少ないと思いますので、つまり、業者からした場合に、徴収率だけでチェックされるということが適切なのか、あるいは、環境全体に対する負荷で考えた場合に、そういうパーセンテージがもしあるとすれば、何となくそちらの方も加味して、減額するなら併せて評価をしていった方が、何となく適切ではないのかと考えてしまうんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○折田部長 これは、我々が件数のところで把握したいというのは、申告の公平性を担保したいためです。申告制の公平性を担保するというのは、そもそもこの汚染負荷量賦課

金の制度というのは、北海道とか、沖縄のところから排出したガスが、例えば東京とか川崎の公害患者の補償給付に充てられているというものでございます。要するに、申告額の金額の大きいとか少ないとか、それよりも、我々は全然関係ないのに、きれいな北海道とか沖縄のところでも申告しているのにといい、そういうような制度不満が多くありますので、そこのところは、きちんとすべての事業所から、金額が大きくても小さくても、そういうような排ガスを排出しているところからはすべて徴収しているという意味から、件数というのが納付義務者の理解を得る上で非常に大切だということで、件数による提出率ということを考えてわけであります。

○稲生専門委員 もちろん私も提出率自体がおかしいデータではあるとは全く思っておりませんで、要は、減額するときには、幾つかの指標で総合的に評価した方がいいのかなと思っただけでございまして、つまり、公平性のほかに、まさに効率性というのかわかりませんが、金額的にも充足しているもしも境地があるのであれば、そういうもので欠けているものを減額の対象にしていくとか、そういう発想もあっていいのかなと思っただけでございまして、そこら辺、感覚としておかしいんでしょうか。

○栗山課長 汚染負荷量賦課金の額については、1事業所当たり約十数億負担しているところもございまして、計算の結果、ゼロというところもございまして、金額で判断できない。だから、大きいところは、当然ながら煤煙発生施設、ボイラーだとか発電施設、そういったものを持っているところにつきましては、当然ながら賦課負荷金額は大きくなっているということなので、額で判断はできません。

○稲生専門委員 わかりました。

○櫻谷主査 どうぞ、内山先生。

○内山専門委員 主に契約の解除と損害賠償の関係についてお伺いしたいんですが、そこら辺が今の点ともちよっと関連する話なんですが、例えば、実施要項の9ページ目にあります(3)、①のウですね。ここに、民間事業者は正当な理由なく業務委託を中止し、又は、契約を解除されることにより云々というのがありますね。このときに、契約を解除されたら、その対処のために要した費用相当額を支払わなければならないという条項と、例えば次のページの10ページにあります⑩のコ、申告書の提出率が96%未満だったことにより、機構がその改善のために講じることになる業務が著しく増大した場合、それから、さらにその下の⑩損害賠償についての責任がある。この辺の整理がどういうことになっているのかということです。

例えば、そもそも契約解除されてから業務が増えたから、その分払えという話なのか、それとも、業務が増えたから契約を解除するという話なのか、その前後関係。それから、契約解除と損害賠償との関係。例えば、これが契約解除しても損害賠償請求の権利は失わないという条項を一文入れることがあったりするので、その辺の整理はどうなっているのか教えていただけますか。

○折田部長 まず、9ページ目のイのところでございますけれども、こういうケースが考えられると思うんですね。入札に手を挙げて受託しました。ただし、実際にやって、とても96%も確保できないということで、途中で投げ出すケースも想定の中にもありますので、そういう場合に、どう機構としては対応すべきかということでイのところを入れています。

10 ページ目のコにつきましては、1年間やってみました。ただし、96%未満で、80%になりましたというケースに対しては、機構としては、そういうところに対しては契約の解除をやりたいということで、明らかに明文規定を設けたというもので、損害賠償のところは、今、先生がおっしゃったようなことを想定しております。

○内山専門委員 10 ページ目の⑩のコに「96%未満であったことにより」という、ここだけスペシフィックな感じがするんですね。ほかはもうちょっと一般的な条項なのに、ここだけ「申告書の提出が96%未満であったことにより」という、非常に特定の感じがするというのと、先ほど、そういうケースがあるということで、2つのケースが分かれることはわかります。今申し上げた9ページの(3)①ウと、10ページの⑩のコのどちらで読むのか、それが若干あいまいな感じがしますので、書きぶりを工夫された方がいいかもしれないなど感想を抱いた次第です。

○栗山課長 著しく提出率が下回った場合において、翌年度以降もそこに、5年契約になりますので、引き続き契約をやっていくか。やはりそこで1つの判断基準が働いていいのではないかと考えています。

○内山専門委員 それから、先ほどの減額措置を徴収率以外で見たらどうかという御指摘があったと思いますけれども、それとの関係で、それと契約解除の関係といますか、提出率であれば、一応この減額措置が働くわけですが、それ以外だと、いきなり何かあると突然解除とか損害賠償とかという話になるのか、その辺のグラデーションといますか、間の措置みたいなのはどういう感じになるのでしょうか。

○栗山課長 私ども、これまで汚染負荷量賦課金の申告をしていただいたところにつきましては、ほとんどが納付されていますので、さっきもちょっとお話しさせていただいたんですが、額によって影響というのは余りない。だから、申告率が一番大事だということなんですね。

○内山専門委員 こういうことはないと思うんですけれども、例えばの話、出していただいた申告書を機構さんに持っていくときに、例えば汚してしまったとか、そういうときはどういうふうに読みますか。汚したとかなくしてしまったということは。仮にあった場合、それはどうしますか。

○栗山課長 仮にあった場合は、再度納付義務者の方に提出してもらわないといけない。

○内山専門委員 それは、そういう義務を課すだけで、損害賠償なり契約の解除なりで読むということは考えていらっしゃるんですか。

○栗山課長 今、納付義務者の方は、汚したぐらいだったらまだいいんですが、それを紛失になりますと、企業のデータが流出するという形になりますので、そこら辺は慎重にしていけないといけないと思っています。

○内山専門委員 端的に言えば、それは損害賠償の対象になり得ると。

○栗山課長 その事業所から求められたら、損害賠償の対象にはなり得るかもしれませんが。

○内山専門委員 契約解除にはなりますか。⑩のウで読むのか。解除するところはウで、さらには損害賠償があり得ると。わかりました。

○櫻谷主査 よろしいですか。

○内山専門委員 はい。結構です。

○榎谷主査 私の方から幾つか。1つは、まず2ページのところで、④で、申告書の受理及び点検というのがあるんですが、これは受理しただけじゃなくて、中身の点検なども行うわけですね。それは、点検というのは、かなり専門性が、例えば法人税の申告書とかあるんですけども、どの程度の専門性が要求されるのか。

○栗山課長 この資料にもございますけれども、計算機をたたいて、その中身まで入れませんので、表面的な一次チェックをしていただくという形になろうかと思えます。

○榎谷主査 もし前年度と比較して、みたいなのを書いてありますよね。前年度が10なのに、今年は3だとかというのはおかしいということで。この辺はどの程度の減少、増加する場合もあるでしょうけれども、増減の場合、不備だというような何かガイドラインみたいなものはあるんですか。

○栗山課長 不備というよりも、著しく減っているところについては付箋を張ってもらうとか、その程度のことを考えています。

○榎谷主査 納税義務者に対して直接事業者がやるということですか。

○栗山課長 いや、要するに入札者がそこでチェックをして、お間違いになっていませんかという程度のことは言うてもらおうような形になろうかと思えますが、中身、額の決定までは事業者の方には要求はしておりません。

○榎谷主査 要するに形式的なチェックをベースに考えればよいということですね。特に異常に増えた場合、減った場合なんかは確認をするレベルだということですか。

○栗山課長 はい。

○榎谷主査 わかりました。

それから、その下の⑤ですけれども、未申告事業所に対する措置として、とれない場合は存在の有無というのは、今までどんなことをされていたんですかね。行って、見るというのが一番簡単だと思うんですが、電話をかけるとか。

○栗山課長 まず、電話が通じるか通じないかと、現場、工場があるかないか。それと、法務局へ行って、その土地がどうなっているとか、そのやり方はいろいろあるかと思いますが、ケース・バイ・ケースなので。破産等によって裁判になりますと、破産管財人さんとのコンタクトをとってもらおうとか、破産であっても申告は管財人さんの方で裁判所を許可を得て御申告いただくことができますので、そういったことも含めてお願いしたいと思っています。

○榎谷主査 そこは一応客観的にやむを得ないなというようになるまで、チェックするということですね。

○栗山課長 はい。

○榎谷主査 それから、納付をしているかどうかについての確認はする必要はないわけですね。

○栗山課長 する必要はございません。それは銀行から私ども機構の口座の中にダイレクトに入りますので。

○榎谷主査 なるほど。納付は機構に直接に入ることですね。わかりました。

それから、⑨の相談業務の中に、例えば、金額が大きいので分割で払いたいとか、そんなような相談業務も出てくるという可能性はあるのですか。

○栗山課長 法律では、30万円以上の場合は4回に分けて延納することができるという

形になっております。それ以外の業務を入札業者に任せることはありません。

○榎谷主査 形式的に4回ですと言うぐらい。あとは、さらに詳細はまた機構に言ってくださいということですか。

○栗山課長 そうです。

○榎谷主査 わかりました。

それから、その下の(2)の①のところの適切な徴収業務従事者の配置のところ、「熟知している担当者」と書いてあるんですが、そのとおりだと思うんですが、熟知というのはどの程度のレベルということで、今までやっていらっしゃる方はかなり熟知しているでしょうけれども、これからのところは熟知というのは難しいと思うんですが、ただ、かといって何も知らない人に任せるわけにいかないとなったときに、研修である程度やればほぼ熟知できるといいますか、熟知までいくかどうかわかりませんが、支障なくできるというレベルと考えてよろしいでしょうか。それとも、かなり今までの経験とか相当ないと、熟知しているとは言えないと考えるのでしょうか。

○栗山課長 担当者の意気込みかもしれませんが、人によって一生懸命やる方と、ただ通り一遍の方、納付義務者の方は、制度的な内容、なぜ申告をしなくてはいけないとか、そういった基本的なところは勉強していただきたいと思っています。

○榎谷主査 ある程度勉強すれば、長い経験がなくてもそれはできると考えてよろしいですか。

○栗山課長 ある程度はできると思います。

○榎谷主査 わかりました。

それから、あと、(3)の①の説明会の開催。これは都道府県ごとに1回というのは年1回という意味ですね。

○栗山課長 年1回です。申告は年に1回しかありませんので。

○榎谷主査 それから、あと、(3)の④のところの、機構への関係書類の送付のところで、期限までに申告書等を提出されるということなんですが、例えばぎりぎりに来ますよね。10日間あれば、大体チェックをして処理をして納付できるものなんですか。

○栗山課長 事業所によっては、法律の提出期限が5月15日が提出期限になっていますが、5月の初めのころに申告される事業者さんもございますので、一番多いのは5月15日ぐらいが一番多いかとは思いますが、ある程度はできると思います。

今、計算機能を持ったエクセルのひな型ファイルなんかを持っていますので、計算なんかは意外と簡単にできるかと思えます。

○榎谷主査 10日間で大体できると考えてよろしいわけですね。

それから、あと、期限後納付というのが幾つかありましたね。資料によって。期限後納付の扱い。例えば16ページに、期限内と期限後というのがあって、期限内というのは5月のいつでしたっけ。までということですね。期限後の処理はどういうふうに、はっきり整合性がつくと。

○栗山課長 申告期限が5月15日が納期限になっておりまして、約1カ月間、6月14日まで未申告なんかの督促を併せてやってもらうんですが、それは期限後については随時申告書が提出されれば送っていただく。

○榎谷主査 期限内に納付したときに。

- 栗山課長 これは納付じゃなくて申告です。
- 樫谷主査 申告時に納付を同時にするんですか。仕組みとして。
- 栗山課長 仕組みは、5月15日以内に申告納付しなければならないという形になっておりますが。
- 樫谷主査 法人税などの申告と同じですよ。
- 栗山課長 はい。だから、納付は納付で別にやってもらって、申告書は提出してもらおうということです。
- 樫谷主査 わかりました。
- それから、ちょっとよけいなことですが、16ページの④と⑤、これは、いかにも会計士的で申しわけないですけども、19年度の申告件数の中で、期限内、期限後で8,339ですよ。⑤の19年度の8,414となっているんですが、これは申告の種類と期限後か期限内かの分け方だと思うんですが、合計が合わないのは何でなんですか。会計士的な質問で申しわけない。細かい話で。
- 栗山課長 これは年度末と商工会議所の……。
- 杉崎課長代理 ④が6月14日時点までの件数です。⑤は3月31日なので、それ以降に出てきた件数も含まれている。
- 樫谷主査 その後、これは申告されているということですね。
- 杉崎課長代理 そうですね。
- 栗山課長 今まで商工会議所に委託しておりましたけれども、商工会議所で委託した契約期間が終了した後に機構が引き継ぎますので、機構の方で当然未申告者に対しては督促を行います。だから、若干数字はずれております。
- 樫谷主査 今度は同じになる。今度は最後までやるということなんですか。入札の場合には同じにやるわけですかね。
- 栗山課長 入札になっても同じ。
- 樫谷主査 6月14日までは入札をした業者さんがおやりになって、それ以降は機構が引き継ぐということになるわけですね。
- 栗山課長 はい。
- 樫谷主査 96%というのはどこまでのことを言うんですか。
- 栗山課長 6月14日まで。これまでは96%以上の申告書の提出率がございまして、そこは維持したいと。
- 樫谷主査 じゃ、この段階ということですね。わかりました。その後いろいろあって100%になる可能性はあるということですね。100%というのはないでしょうけれども。わかりました。
- それから、それもつまらんことかもわかりませんが、25ページ、26ページにかけて、▲というのがありますね。例えば申告書、送らないにもかかわらず申告されるケースがあるということですか。
- 栗山課長 納付義務者の方には申告書をお送りしているんですが、たまたま納付義務者の方が近くの商工会議所に提出したと。だから、本当は受持ち区域というのがあってすけれども、それを違う商工会議所に提出したので、予定者数よりも多くなっているということです。

○**榎谷主査** わかりました。これは最初に名簿があって、名簿で送りますよね。名簿で送っていない人が申告されるのかなと思ったら、それは違うということですね。それはたまたま場所の問題だと理解していいわけですね。

○**栗山課長** はい。あと、もう一つ考えられるのは、例えば会社が分割するとか、そういうことによって、1工場が2工場になったという場合もケースとしてあるかと思います。

○**榎谷主査** 工場ごとにやっているということですね。

○**栗山課長** はい。

○**榎谷主査** 同一地域にあれば1つの工場と見るわけですか。同一地域でも場所がちょっと分かれていれば、同じ何とか市でも、2つに分かれていれば、2つに見るわけですね。

○**折田部長** 工場ごとになります。

○**榎谷主査** それから、アクセス権の話なんですけど、これは、登録をする、例えば今まで商工会議所がそれぞれの地域でやっていらっしゃいましたよね。それぞれの商工会議所でアクセスされてくるのが可能になっているわけですね。

○**栗山課長** 私どものサーバーの中に入れてくれるようにしております。

○**榎谷主査** これは入力もするんですよね。入力をするわけですよね。

○**栗山課長** 入力というか、台帳をつくってもらうとかです。

○**榎谷主査** そうすると、フロッピィだとかオンラインの場合は入力しないんですけども、申告書で送られた場合の入力はどこでやるんですか。

○**栗山課長** オンラインは機構のサーバーの中に入れてこれますので、申告内容がある程度見えるようになっております。実施台帳をつくってもらう。FDも同じように作成をしてもらうという形になります。

○**榎谷主査** ペーパーでのやつは。

○**栗山課長** ペーパーも同じです。

○**榎谷主査** ペーパーのやつは入力が必要なんですか。

○**栗山課長** 入力というか、基本的には、紙に書いてあるものを必要項目だけをつくってもらうと全部できるようになっていますので、業務実施台帳に反映するものとか、実績書に反映するものとか。

○**榎谷主査** それは自動読み取りか何かでやるということですか。それとは違うんですか。

○**栗山課長** エクセルの表の中に数字を入れてもらうだけです。

○**榎谷主査** 入れるのは業者さんがやるということですね。

○**栗山課長** そうです。

○**榎谷主査** それも含めて10日以内にやれば、6月30日までに提出できるような資料ができ上がると、こういう理解でよろしいですか。

○**栗山課長** はい。

○**榎谷主査** わかりました。

何かありますか。

○**稲生専門委員** 商工会議所さんの御担当の方の人数を見ると238人ということで、全国に展開されていますので結構多いんですが、かなり専門的な知識をお持ちの方なんでしょうか。つまり、商工会議所の中で特にこの業務に特化した方たちが238人という意味な

のか、あるいは一般的な商工会議所の事務の中で、たまたまこの仕事を一部でされておられるという認識をすることが妥当なのか、これはいかがなんでしょうか。

○栗山課長 納付義務者の方からの問合せですので、担当なさっている方は、ある程度は答えられるような方、ある程度の技術をお持ちの方が多いですね。

○稲生専門委員 わりと年数的にも何年もやっておられる方がこの業務を御担当なさっているんですか。

○栗山課長 ただ、商工会議所ですので、新人が入ってきても、上司だとかそういった方々がサポートできる体制がありますので、人が変わったとしても、引き継ぎをちゃんとやって、適宜アドバイスをされていると。

○稲生専門委員 それで、16 ページのところは先ほども出ましたけれども、⑤で用紙申告とかFD、フロッピーディスクの申告とオンライン申告があって、要は事実上、注記事項を読んでみると、FDの場合と用紙の場合は商工会議所へ提出となっていますよね。そうすると、今回はどういう形を業者にとってもらうことを想定していますか。もしかしたら説明があったかもしれないんですが。

○栗山課長 同じだと思います。今まで商工会議所に提出されていたものが……。

○稲生専門委員 そうすると、今回は、もし別の業者さんがとった場合には、商工会とその業者との関係はどうなるんですか。やはり商工会議所に出してもらったものを商工会議所さんが業者の方に送ってくれるとかという形になるのか、あるいは業者さんは常に出先を全国に持っていないといけないという想定なんでしょうか。

○栗山課長 基本的には全国に持っている組織。

○稲生専門委員 それはあり得るんですかね。商工会議所さん以外で。というのが非常に素朴な疑問なんです。例えば郵送とかでとるとかという形ではいけないんでしょうか。

○折田部長 例えば郵便局とか宅配便とかは、全国的に展開されておりますし、また、受付のやり方というのは、当然ながらこういうふうにしなればいけないというのはなくて、そのところは創意工夫で入札参加者の方で考えていただくと。

○稲生専門委員 例えば月に1回相談コーナーが札幌で開かれて、そこで北海道の方はそこにお見えくださいとか、そういう形で、送り先については東京の本店にお願いしますとかという提案でも、一応機構さんとしては受け入れられるとお考えなんでしょうか。あるいはあくまでも全国に展開している、郵便局であればもちろんあると思うんですけども、そういうところを想定されておられるのか、そこはいかがでしょうか。

○栗山課長 例えば、何とか中央会だとかというと、そういった出先というのが大体都道府県に1つはあると。

○稲生専門委員 一応出先が都道府県に1つあるようなところを落札先として許される範囲で考えておられると。つまり、商工会議所というのは本当に小さな町とかまで……。

○栗山課長 商工会は町なんです、商工会議所は市なんです。

○稲生専門委員 そうすると、全国で大変数があるわけですね。

○栗山課長 全部で商工会議所というのは五百幾つあるんです。ただし、公健法上では、商工会議所法というのがあるんですけども、公健法上で日商さんとお話をさせていただいて、本来は、商工会議所は市だけしかできないんですが、それ以外の地域も包含して受託することができるという申合せをいたしまして、だから、例えば極端な話ですけども、

熊本県ですと、本来は本渡市だとか熊本市だとか天草市だとかいろいろございますけれども、そういったところもひっくるめて熊本商工会議所が受託している。

○稲生専門委員 なるほど。わかりました。要は、さっきの商工会議所の人員の二百何名というのをお聞きしたのも、結局、2億円の受注額のために200人人を雇うのは、普通は、民間さんであればあり得ないということもあると思ひまして、そうすると、かなり効率的にそこら辺対応されていくのではないかなと考えられたものですから、お聞きしたままでです。また整理しましてお話をしたいと思ひます。

○樫谷主査 事務局から、何かありますか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。時間がかかり過ぎておりますので申しわけありませんが、本日の審議はこれまでとしたいと思ひますが、機構におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事務局との間で鋭意調整いただくなど、次回の審議に向けまして、さらに検討を進めていただくようお願いしたいと思ひます。

また、委員の先生方におかれましては、今日質問ができなかった事項とか確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

((独) 環境再生保全機構退室)

(法務省入室)

○樫谷主査 お待たせいたしました申しわけございません。続きまして、「登記簿等の公開に関する事務」実施要項(案)の審議を行いたいと思ひます。

本日は、法務省民事局総務課、團藤課長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果やそれらを踏まえた実施要項(案)の修正点、併せて措置に関する計画の改正点等についても、簡単に15分ぐらいで説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○團藤課長 民事局総務課長の團藤でございます。いつも大変御指導ありがとうございます。

パブリックコメントを実施要項(案)について実施いたしました。その結果の概要及びその御意見に対する私どもの考え方、さらに、パブリックコメントの結果等をも踏まえまして、実施要項(案)の一部に修正を加えてございますので、修正したポイント、さらに、今、樫谷主査の方からお話がございましたが、登記関連業務に係る措置に関する計画の改定案につきまして、御説明を申し上げたいと思ひます。内容につきましては、多田民事監査官の方から御説明を申し上げます。

○多田民事監査官 民事監査官の多田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、パブリックコメントの結果及びそれらを踏まえた実施要項(案)の改正点について御説明させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、7月15日から29日までの間、実施いたしました。これに対して5通の意見が寄せられましたので、寄せられた意見の内容と、それに対する当方の考え方について、ポイントを絞ってその概略を説明いたします。

なお、お手元には参考として資料C-③、意見募集結果(案)を御用意してございます

ので、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、1点目は、実施期間についての御意見です。

実施期間を2年間とすることにつきましては、2件の御意見をいただきました。1件は妥当であるとの意見であり、あとの1件が、少なくとも3年程度に延長すべきであるとの意見でした。この点につきましては、民間事業者の参入機会を確保・拡大し、競争環境を一層整えるとの観点から、原案どおり2年間といたしたいと考へます。

なお、これにより、平成22年度に入札を実施する際には、平成22年度に初めて入札対象となる登記所に加え、平成19年度に実施期間3年間として入札を実施した登記所と、本年度に実施期間2年間として入札を実施する登記所を同時に入札対象とすることができ、実務経験者等の配置を登記所ごとではなく法務局・地方法務局単位とすることや、本年度の入札において落札した事業者が実務経験者を常駐させない登記所に配置する窓口責任者について、2年以上の期間、窓口責任者として委託業務に従事した者につき、実務経験者と同等の知識及び能力を有すると認められる者として取り扱うことができることなどにより、実務経験者等の人員配置においてスケールメリットを生かした、より効果的な配置も期待できると考へております。

また、その後も早期にスケールメリットが生かせるように、平成24年度に実施する入札において、原則として都道府県ごとにすべての登記所を一括して入札対象とすることとし、平成25年度からの事業実施期間は、本格的な期間設定としたいと考へております。

2点目は、実務経験者についての御意見です。

実務経験者につきましては、経験年数を1年でなく昨年同様3年とすべきであるとの意見や、すべての登記所に配置すべきであるとの意見がありました。この点につきましては、本年度の入札においては、本局のみならず支局、出張所まで委託対象登記所とすることから、政策的判断として多様な民間事業者の参入が実現するように、経験年数及び最低必要人数のあり方について見直しを行ったものであり、原案が妥当であると考へます。

また、現在の仕様では、一部の登記所には実務経験者等を配置しなければならないこととされているが、実務経験者等から必要に応じてサポートを得る体制を構築しさえすれば、常駐でなくてもよいように変更すべきであるとの御意見をいただきました。

この点につきましては、すべての登記所に実務経験者等が常駐して、登記所利用者から照会等があったときに、即時適切に事務処理の指示をすることがあるべき姿と考へておりますが、今回の実施要項においては、多様な民間事業者の参入が実現するよう、政策的判断として最低必要人数を減じ、これが常駐しない登記所に窓口責任者を置くこととしたものであります。したがって、実務経験者等が登記所にいなくてもよいとの考へ方は採用し兼ねます。

3点目は、窓口責任者に関する御意見です。

窓口責任者につきましては、複数指定した場合には、その全員について実務経験者と同等の知識及び能力を有する取扱いがされるのか、との御質問をいただきました。

この点につきましては、窓口責任者の指定は、各登記所1名とすることとしておりますので、その旨を実施要項に明記することとしました。

また、窓口責任者に対して国が実施する研修に関して、窓口研修の実施時期等を明らかにすべきである、との御意見をいただきました。

この点につきましては、窓口研修は、委託業務開始前に1カ月程度を想定しておりますので、その旨を実施要項に明記することとしました。

4点目は、加点項目の得点に関する御意見です。

加点項目の得点は、昨年同様、最高300点とすべきであるとの御意見をいただきました。

この点につきましては、昨年度の入札結果等を踏まえ、政策的判断として多様な民間事業者の参入が実現するように行った一連の見直しの一つでありますので、原案どおりとしたいと考えます。

以上がパブリックコメントの結果の概略であります。

なお、パブリックコメントの手続でいただいた意見のうち、質問にわたる部分につきましては、入札説明会や現地説明会において十分に説明させていただきたいと考えております。

次に、パブリックコメントの結果等を踏まえた実施要項（案）の修正点について御説明します。

実施要項（案）の見え消し版、資料C-②をご覧ください。これは、パブリックコメントの結果等を踏まえて、前回7月11日の本小委員会の御審議以降に変更した箇所を見え消しで修正したものです。修正箇所のうち、5ページ目の中段、6（1）ア（ウ）の業務処理体制の箇所で、「窓口責任者」として指定する人数を「1」名とする旨書き加えました。これは、先ほど御説明したパブリックコメントの御意見に従って挿入したものです。

次に、9ページ目の中段、（3）ア（ア）の「研修」の部分です。窓口研修の実施期間を1カ月程度とする旨を書き加えました。これも先ほど御説明したパブリックコメントの御意見に従って挿入したものです。

そのほかの修正部分は、貴委員会事務局等からいただいた御指摘に基づいて、形式的な修正を行ったものです。

なお、このうち5ページの上段（イ）のbの箇所は、業務管理者の定義を明らかにしてはどうかとの事務局からの御指摘により、定義を書き加えたものです。

次に、登記関連業務に係る措置に関する計画の改定案について御説明します。資料C-④をごらんください。

1ページの「1.平成19年度に実施する入札」の部分は変更ありません。

1ページの中段中ほどに「2.平成20年度に実施する入札」とありますが、この部分は今回書き加えたものであり、本年度の実施要項の内容に沿って記載いたしました。

2ページに「3.平成21年度以降の拡大措置等」とありますが、この部分は、平成20年度に実施する入札について、2として切り出して記述したこと、及び、平成21年度に実施する入札に係る実施期間を4年から3年に、また、平成22年度に実施する入札に係る実施期間を3年から2年に変更することに伴い、所用の修正をしたものです。

なお、措置に関する計画を改定する理由ではありますが、平成19年度の時点では、平成20年度から平成22年度までの間に実施する入札に係る事業の実施期間をそれぞれ5年、4年、3年とする計画でありましたが、民間事業者の参入機会を確保・拡大し、競争環境を一層整えるとの観点から、当該実施期間をそれぞれ2年、3年、2年とするものです。

以上で説明を終わります。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、

御質問でございますでしょうか。

○稲生専門委員 いろいろとこれまでの議論を踏まえて御修正いただいたことと、パブリックコメントの結果も踏まえておられるということで、よろしいのではないかと考えております。

予想どおりと申しますか、期間に関しては、3年という長めの方がいいとパブコメにもあったようでございますけれども、ただ、それに対する御説明としては、恐らく納得いただけるのではないかなと思う内容が記載、あるいは御説明いただいたものですから、2年ということでよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。よろしいですか。

それでは、私から確認の意味でコメントをしたいと思います

まず、事業の実施期間についてでございますが、事業実施期間については、当初5年間の計画を2年間に変更しておりますけれども、この変更の趣旨について、例えば、各法務局・地方法務局に伝達して入札説明会で十分な説明を行わせるなど、さまざまな機会を通じて民間事業者へ周知を図っていただきたいと思います。

また、事業実施期間の設定は、多様な民間事業者の参入を確保するに当たっての重要な要素の一つであることを踏まえ、次回以降の事業実施期間については、今回の入札実施結果や民間事業者の意見等を踏まえて、必要に応じて見直しを行っていただきたいと思います。

次に、実務経験者等の配置についてでありますけれども、実務経験者等の配置については、今回の実施要項において一定の要件の緩和が行われておりますが、依然として民間事業者の参入障壁となる恐れがあることから、今回の事業の実施状況を見た上で、次回以降必要に応じて、その配置要件などについて見直しを行っていただきたいと思います。

次に、落札者決定の評価基準における加点項目についてであります。落札者決定の評価基準の加点項目につきましては、今回の落札結果や事業開始後の実施状況等を十分に検証し、その結果を踏まえて、次回以降必要に応じて、評価項目の内容、各評価項目の配点、基礎点と加算点の点数の比率などについて見直しを行っていただきたいと思います。

次に、民間事業者との連携・協力でありますけれども、民間事業者による本事業の円滑な実施に資するため、既に本年度から事業を実施している登記所においては、研修への協力や引継ぎに必要な措置、実施期間開始後の協力を主体的に実施しているものと承知しておりますけれども、今回、実務経験者等の配置の要件を緩和したことなども踏まえて、今後ともこれらの取組みがしっかり行われ、引き続き事業の適正かつ円滑な実施が確保されるよう、本省からも各登記所に対しまして十分な御指示をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上であります。

法務省といたしましては、今申し上げたことにつきましては、いかがでしょうか。

○園藤課長 大変精力的な御審議をいただきまして、どうもありがとうございます。ただいま樫谷主査の方から御指摘いただきましたコメントにつきまして、私どもも真摯に対応してまいりたいと思っております。ようやく2度目の入札でございます。まだこれから

先も長うございますので、当然対象登記所もまた新たなものも来年度以降加わってまいります。実績をしっかりと分析し、その上に立って、よりよいものとなるように、不断の検討をしてまいりたいと考えております。

○榎谷主査 しばらく試行錯誤していただくということだと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いましたけれども、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了します。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

本日はありがとうございました。

（終 了）